

(様式第1号)

平成21年度第1回 芦屋市文化基本条例原案策定委員会 会議録

日時	平成21年4月7日(火) 15:00~17:00
場所	市役所北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 中川 幾郎 副委員長 弘本 由香里 委員 井垣 敏生 委員 平山 京子 委員 金澤 佳代子 委員 神棒 眞一 委員 村上 由起 委員 竹内 恵一 委員 砂田 章吉 教育委員長 麻木 邦子, 教育委員 植田 勝博, 教育長 藤原 周三 事務局 社会教育部長 橋本 達広, 文化振興担当課長 細見 正和
事務局	社会教育部生涯学習課
会議の公開	公開
傍聴者数	1人

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 教育委員長あいさつ
- (3) 芦屋市文化基本条例原案策定委員会設置趣旨
- (4) 各委員・事務局職員自己紹介
- (5) 委員長の選出
- (6) 副委員長の指名
- (7) 会議の運営方針について
 - ・ 芦屋市附属機関等の設置に関する指針
 - ・ 芦屋市文化基本条例原案策定委員会傍聴要領(案)について
- (8) 今後のスケジュールについて
- (9) 配布資料について(意見交換など)
- (10) (仮称)芦屋市文化基本条例の必要性について
- (11) 次回の策定委員会について
- (12) その他

2 提出資料

- 資料1 芦屋市文化基本条例原案策定委員会委員名簿
- 資料2 芦屋市文化基本条例原案策定委員会設置要綱
- 資料3 芦屋市附属機関等の設置等に関する指針
- 資料4 芦屋市文化基本条例原案策定委員会の傍聴要領(案)
- 資料5 (仮称)芦屋市文化基本条例の策定に向けた取組について
- 資料6 今後のスケジュールについて(案)
- 資料7 文化芸術振興基本法

資料8 芦屋市文化行政推進に対する提言（平成20年3月）

資料9 芦屋市の「文化」に関する条例等例示資料

資料10 条例構成例

事例1：苫小牧市民文化芸術振興条例（平成14年4月1日施行）

事例2：大阪市芸術文化振興条例（平成16年4月1日施行）

事例3：京都文化芸術都市創生条例（平成18年4月1日施行）

事例4：豊中市文化芸術振興条例（平成18年4月1日施行）

事例5：吹田市文化振興基本条例（平成18年4月1日施行）

事例6：静岡県文化振興基本条例（平成18年10月18日施行）

事例7：文化振興条例（横須賀市）（平成19年4月1日施行）

事例8：神奈川県文化芸術振興条例（平成20年7月22日施行）

事例9：奈良市文化振興条例（平成19年4月1日施行）

事例10：（仮称）明石市文化芸術振興基本条例素案（平成20年11月28日）

3 審議経過

<開会>

事務局開会あいさつ

麻木教育委員長より委員委嘱状の交付，麻木教育委員長あいさつ

事務局より配布資料の確認，説明

委員・事務局の自己紹介

（橋本社会教育部長） 次第5の委員長の選出に移りたいと思います。先ほどご説明しました資料2の策定委員会設置要綱第5条により、委員の互選により定めるとなっておりますが、初対面の方も多くおられることと思いますので、私からの提案で恐縮ではございますが、事務局の案として委員長の候補をお示しすることにご異議ございませんでしょうか。

<全員異議なし>

（橋本社会教育部長） 事務局といたしましては、文化行政推進懇話会からずっと携わっていただいております中川委員様を委員長としてお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

<全員異議なし>

（橋本社会教育部長） ご異議なしということで、中川先生よろしく願いいたします。それではご賛同いただければ、拍手をもってお願いしたいと思います。

<委員全員の拍手>

（橋本社会教育部長） それでは、これをもちまして私の役割は終わりということで、次第6以降のことにつきましては中川委員長に議事の進行をお願いいたします。よろしく願いします。

(中川委員長) 何分たよりないものですのでよろしくお願いします。それでは、次第6の副委員長の指名ですけれども、私のわがままで申し訳ございませんが、前回懇話会の委員を務めていただいたということで経過をよくご存知で、かつて他の地方公共団体におきましても、都市計画、環境、文化振興条例の策定にたくさん実績をお持ちで、東大阪市の文化条例も実は弘本さんが随分とお力を出して作られたということもございますので、弘本さんに副委員長をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

< 委員全員の拍手 >

(中川委員長) では、弘本さん一言お願いします。

(弘本副委員長) 私も先ほどご紹介させていただきましたけれども、文化行政推進懇話会では、今日おいでの神棒委員をはじめ多くの芦屋のお住まいの方と共に、芦屋市のあるべき姿といたしますか、これぞ芦屋のあり方という議論がされる中で、本当にそのまちのもっている多くの豊かさといえますか、皆さんの言葉一つ一つに心動かされることがたくさんあり、印象深い経験をさせていただくことができまして、またこの皆さんの思いを凝縮した形での条例、皆さんの願いがかなう形で原案を作ることができればと思っております。今日こうした条例づくりにかけては、中川先生をおいて他にはいないというようなご経験とご見識をお持ちですので、先生のもとで私はそのサポート役をさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

(中川委員長) それでは先に進めたいと思うのですが、ちょっと私の方から余分なお願いですが、何分私は行政法の専門ではなく行政経営の方の専門です。どちらかといったら地方自治論の都市政策、政策系でございます。ですので、条例を作ることに付き合ってきましたけれども、井垣先生に法律面からのチェックをお願いしたいなと思っております。一つお願いいたします。

それでは、次第7の会議の運営方針について事務局の方からご説明をお願いします。

(事務局) 資料3について説明させていただきます。

【事務局より資料3「芦屋市附属機関等の設置等に関する指針」について説明】

(中川委員長) 分かりました。会議録の確認につきましては、弘本副委員長、さっそくではございますが、ご指名したいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、資料4策定委員会傍聴要領(案)としてご提示いただいておりますが、それにつきまして、説明をお願いします。

(事務局) 概要をご説明申し上げます。

【事務局より資料4「芦屋市文化基本条例原案策定委員会の傍聴要領(案)」について説明】

(中川委員長) それでは皆様にお諮りしたいと思います。この傍聴要領の案の提案そのまままでよいのかご意見賜りたいと思います。いかがでしょうか。

(中川委員長) 傍聴人の人数は10人以内ということですね。

(事務局) はい。

(中川委員長) それから発言を許される場合も5人以内ということですね。一人3分ですね。

(事務局) はい。

(中川委員長) そのようなことでいかがでしょうか。

(井垣委員) 会議の場所は、大体この程度の規模の場所になるのですか。

(事務局) 次回予定の時に、この会場がつまっていないとは思いますが、もし万が一つまっているような場合は、別の会場に移す場合がありますが、およそこのくらいの感じですよ。

(井垣委員) 要はこの感じですね。

(事務局) はい。

(井垣委員) そこに10人程度ですね。大体裁判所でもこういう感じの傍聴をしておりますので、特に問題のないような感じがいたします。

(村上委員) 委員長、すいません。

(中川委員長) どうぞ。

(村上委員) 傍聴人の発言のところですが、こういった委員会で傍聴人が発言するというのは具体的に言えばどういった内容の時なのでしょう。

(中川委員長) 色々ありますね。普通は傍聴人の発言は認めないというのが一般なんですけど、発言を認めているのは、すごく民主的だなと思います。ただ、一人10分、20分も話されると困りますけれども、3分というのが一般ルールではないでしょうか。

それと、多いのが賛成の意見、反対の意見をおっしゃる方が多いです。それと他にはこういう委員会を見て、こういう議論をされているのを聞いて、よく分かりましたという感想を述べられる方もあります。これは僕の体験上だけですが。

(村上委員) わかりました。どの程度それが必要なのかなと思いましたが、内容についてのことでしたら市民委員がそのために選任されているので、こういった感じのことを傍聴人が聞かれるのかなと疑問に思いました。そういった内容のことであればいいと思います。

(井垣委員) 委員長が発言を認めるかどうかということを委ねられているようですね。聞いた方がいいとは思いますがね。

(中川委員長) はい。それでは、この要領案で井垣先生もどうかとおっしゃっておられます。よろしいでしょうか。

<全員異議なし>

(中川委員長) それでは正式な要領として適用させていただきたいと存じます。この要領は、本日から適用され、会議の運営に当たることになりますのでよろしく願います。

それでは次に、次第8「今後のスケジュールについて」に移ります。資料5と資料6の説明をお願いします。

(事務局) 事務局よりご説明申し上げます。

【事務局より資料5「(仮称)芦屋市文化基本条例の策定に向けた取組について」、資料6「今後のスケジュールについて(案)」について説明】

(中川委員長) ありがとうございます。それでは、資料をご説明いただきましたが、これらの資料に関して何かご質問等ございますか。

(竹内委員) 委員長。

(中川委員長) はい。

(竹内委員) 私は直接この原案策定委員会に関わったことはないですけども、条例議案と

条例案と二つあるのですが、事務局の方に説明していただいた方がいいかなと思うのですが。

(中川委員長) 条例議案というのは説明がまだですよ。

(事務局) はい。

(竹内委員) 今後作っていく条例議案。これがこの中で作られましても、それがそのまま条例案にはならないと思うのです。それはやっぱり条例案を作るのは教育委員会あるいは市の立場で作りますので、この内容がそのままいくものではないと思うんですが、その辺を事前に説明しておかないとせっかく議論したのというお話になりかねないなと。

(中川委員長) その辺のところのニュアンスですよ。ご説明いただけますか。

(事務局) この原案の中間報告を求めた段階で、市民意見等聞きまして、また、その市民意見をもってこの委員会でご議論いただいて最終報告として報告をいただきます。その報告に対しまして、それを教育委員会では議案としておかけし、市長部局にあっては、庁議等でこれを議題にかけて報告いたしますので、その時点で、また無いとは思いますが、あれば修正が加わる場合もあるかもしれません。そういう流れだというふうにご理解ください。

(橋本教育部長) ちょっと補足させていただきますと、本来なら本部会議といいますか、部長級のメンバーを含めた中で条例原案をかためるわけですが、今回の場合は、原案までこの委員会をお願いするということになります。その策定していただいた原案を条例案になりますように、それまでに教育委員会を含めた庁内の内部調整をしまして、最終的に案が固まった段階でこの委員会にお示ししまして、条例案というふうにしたいなというように思っております。

(藤原教育長) 私たちの受け止め方としては、芦屋市文化基本条例というのは、一教育委員会が作るものではない。本来は、市長が直轄でやらなければならないものである。しかしながら、諸般の事情がある中で、懇話会も教育委員会で立ち上げました。この原案についても、教育委員会として教育委員会の中でこういう委員会を組織してそこで原案を作るのですが、実際に提案する段階では、教育委員会ですすのか、市長部局ですすのかはこれまだ若干ゆれると思います。そういう意味で原案という表現を使っているとご理解いただいて結構だと思います。

(植田教育委員) 素材がないと何をテーマに、一応、今、他市の資料が出てますよね。そうすると、いわゆるもともとの素案の器めいたものがベースにないと議論の進行が進めにくいかなと思うのです。そうすると事務局の方としては、それは出されないで、こちらの方の委員会で一応やっていってもら。それとも、相当なところまで進めたところで事務局が出すと。さっきの趣旨はそういう相当なところまで進んでからと。そうすると委員会としては、その間、ただのような議論をしますかという問題が出てくるじゃないですか。そこをどう考えていますか。

(事務局) 事務局からですけども、その様なこと、回数関係もございまして、協議させていただいた中で、一応本当の叩き台という形で事務局から案を出させていただきます。そういう方向で考えております。

(植田教育委員) 案としては、事務局の方で一応もともとの素材は提示するんですね。

(事務局) 事務局の案として出させていただいて、それを委員会の場で叩いていただく方がスムーズに行くのではないかなというふうに考えています。

(中川委員長) これだけの回数の中で、審議をしようと思ったら相当精密なもの、かなり9分くらい出来上がっているものをお出しいただかないと回数としては、不足です

よね。ですので、私としては、かなりきっちりとした原案が出されて、それに関してブロック別に分けて議論する形になってくるのかなと想像しました。ゼロから作りあげろという話では到底ないと思っています。そういう理解でよろしいですね。

(村上委員) 委員長、すみません。

(中川委員長) はい、どうぞ。

(村上委員) 私は、男女共同参画推進条例の策定委員会にも参加させていただいていたんですけれども、その時も叩き台というのがありまして、大体条例というものはこういうものがあるということで、叩き台が出てきたのですけれども。男女共同参画条例の方では、前文について、すごく議論したのですね。

前文については結局委員長の教授の方が上手く叩き台をつくられて、それに対して各委員が、かなり論議をしたという経緯がありましたので、それを経験していますので、叩き台なしにこの回数では全く無理ということは理解しているのですけれども、それに対しての議論を深めていかないと何のためにこの策定委員会があるのかということになりますし、私も市民委員として引き受けた意味が分かりませんので、意見を反映させていただくという手順でやっていただきたいと思ひますし、先ほど言われた原案と案の違いも、男女共同参画条例の時も大体その前文を突っ込んだ議論でつめて、決まったものを行政の方にもって行って、部長級の話し合いをして、今回議会の方に提出されたと思うのですけれども、その時にどれくらい変わったかということ、文言が法律上の言い回しになったりするくらいで簡単な部分が変わったので、内容的に変わるってということは、できるだけしていただきたい。何のための委員会かなと思ひますので、その点を事務局の方も了承していただいて、前文など突っ込んだ議論でいいものを作っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(橋本社会教育部長) 委員長、すみません。

(中川委員長) はい、どうぞ。

(橋本社会教育部長) 私としてもそういう点を心配いたしますので、4回目で原案が出てくると思ひますので、それを十分つめた段階で庁内意見を吸い上げて、またこういった意見について、第5回目でお諮りして、これでいいということであれば、またそこで最終的にこの場で決定していただくという手はずがいいのではないかとこのように思ひしております。ここでいただいた原案をまた庁内にもっていきまして、あれやこれやと言われてだいぶん変わってしまったということでしたら、何のためかとおっしゃっているようにそういう意味もなくなってくると思ひますので、なるべくこの委員会です出したものを尊重し、条例案としたいと思ひがありますので、最終的な確認まで、この場でやっていただくということがいいのではないかとこのように思ひしております。

(中川委員長) 要するに、この委員会がゼロベースから原案を策定する委員会という位置付けではなくて、提言が出ておりますので、他市の先行事例もいっぱいありますから、一定のフレームはできるのです。先進的な奈良なんか新しく、非常に突っ込んでいっているのは静岡県などパターン分析ができるのかなと。その中で芦屋として可能なものを、ここまでできるというものを一遍作ってもらって、それからこちらが市民感覚でもって突っ込んでいくというのが一番効率的ではないかと、こういう考え方ですけどね。何もこちらに原案を任せなさい、という話ではない。こちらのやるべき作業を代わりにやってもらうというふうに理解してもらっていいんじゃないですかね。よろしいでしょうか。

(村上委員) はい。

(井垣委員) 今、村上さんが言われたように、法律を作るときには、法制審議会で叩き台を作る。その叩き台がその案どおり法律になるのですが、法律をつくるのは、国会でありますので、審議会としては、確定的な条文の形にはしない。

何々することとか、そういう方向で努力するとか、という形でこと止めの文書を作って、それを法文化しなさいということになる。そこで基本的な部分が変わると、審議会が、無視されたら国会で議論になるということになる。

次回ぐらいに案を出されるということですが、もともと2年間の懇話会で研究されてきて、その方たちは市内の色々な文化施設を見られたり、その中でイメージを考えられている。初めて参加した者としては、そういうことも経験していない。事前にいただいた資料に全部目をとおしたのですが、文化芸術振興基本法は、少しその後でできた静岡とか、明石とかその他の条例と違う部分があるような気がするのです。基本的な感覚の違いは、芸能と文化とかそういう芸術的な部分、あるいは、文化といっても、まちづくりといった形でない文化を、そういうものをどう守り、発展させ、援助していくかという形のあまり前文を作っていない条例は、基本的には、文化芸術振興基本法の守ろうとしているものを中心に行っているような気がする。

前文を大切に書いているのは、京都だとか、明石もそうだと思いますが、まち自体、まち全体として創造都市的な発展をしている。あるいは歴史的に非常に大きな守りたいものがある。そういうところは、前文で、まちの価値ということを、非常に大切に前文で書かれている。それを発展させるということで、個々の芸術に対する支援、振興という言葉はあまり使われていない。そこら辺り基本的な発想の違いというのは、都市政策とかという分野は、私は分らないわけですが、芸術文化を守るといふのと、都市を創造する中に芸術文化があるのだという違いを考えると、その議論をここで皆さんと一度戦わさないと、条例の条文の基本的な骨格が違ってくと思う。

そういう意味で文化芸術振興基本法の理解についても、一度議論して、だいたい10箇所の資料をいただいておりますが、二つぐらいに分かれるような気がする。どうも芦屋のルネサンスを見ますと、前文をたくさん書いておられる。芦屋は歴史がありますから、そうなるのだらうと思いますけれども、そういうパターンになっているように思います。それは2年間の成果であって、我々も同意できると、そういう方向でひとつになれば、それに沿った最新の条例を5つ6つ基本にしながら、叩き台をうまく作っていただいて、あとその格好で議論していくと。

議会にすぐ出されるというよりも、今日、議論するための予習も皆さん準備しておられることもないと思いますので、一応、文化芸術振興基本法を読んで、少し議論してからその議論で方向性が見えてから、それを踏まえた形で、事務局でプランを出していただいて、本当の叩き台として、その段取りにした方がいいのかなと。5回しかないという形で、もう1回ぐらい増やさないと無理かという気がするんですけどね。無理でなければ、どっかで、6月の議会があっても、我々には議会はあんまり関係ないので、場合によっては議論しても構わないですけど。

(植田教育委員) 前の懇話会、今の井垣先生の話は極めて適切でして、実はこの問題は懇話会で中川先生がそこを分析されながら、いわゆる生活文化、芦屋ブランド、芦屋が守る芸術文化等を含めたブランドとしてのその文化、その二つのもっている両輪的なものをどうするか。結論的に言いますと、やっぱり芦屋は芦屋としての極めて大きなブランドとしての文化があって、それが戦略的には芦屋の文化も非常に大きな要素を占めていることがある。

もう一つ、生活文化としての高いレベルを享受する。芦屋の町並みとか学習文化みたいなものですね。そういうような形のところをどうするか。いわゆる生活の中で消費されていくような形の日常的な、と言ったら、もしかしたら誤解があるかも

しれませんということが色々な形で議論されて、ここに実は集約されていて、ある意味では色々なご意見を基本的には全部拾うような形できれいにまとめられたのが実は芦屋ルネッサンスだったので。

そういう意味から言いますと、ここにおける芦屋の文化条例の基本をどこに置かかということが、両方ともが並び立っている部分がありまして、ブランドとしての芦屋文化は、これをなくしたら芦屋の文化は無いと。もう一つは生活文化をほったらかして、放棄していやそれもできないと。こういう形で両方の柱がこの中に入っているものですから、極めて適切であって、実は両方が芦屋の基本条例の中に入っていないと。意見の集約がここに到達しているのが経緯は経緯で、委員の皆様方が今言われたような形で一度その部分を中川先生に分析、解析をしていただいて、そこをもう一度議論されると、確かに中身をつめていくときには非常に有利なのかもしれません。

(中川委員長) ありがとうございます。今、植田先生と井垣先生とお二方のアドバイスをいただきました。そうなりますと、いかがでしょう。予算上5回しかないのか。

(事務局) 予算的なことと思います。会議をもつていただくのに、何とかそれは協議いたします。

(中川委員長) お願いできます。

(事務局) はい。

(中川委員長) 今見ましたら、井垣先生がおっしゃったように6月は議会のできないというのであれば、私たち勝手に委員会します。

(事務局) 行政側の職員等が議会になると、ちょっと出席が難しい。

(中川委員長) どうぞ議会に出ていただいて、私らだけで。

(事務局) 確認します。

(藤原委員長) 議会で忙しいと言っても、一日も空かないという意味ではありませんので、その辺は臨機応変に対応します。

(中川委員長) 委員報酬はいらぬですから。8月に1回、9月に1回やってもいいかなという気がしますね。もう後2回から3回は弾力的にできませんでしょうか。

(事務局) 事務局としましては、9月にパブリックコメントをしますと8月段階で原稿を出します。原稿を出すのが1ヶ月前ですので、8月の上旬には、ほぼまとまっているだろうという想定です。広報紙の方に簡単ではありますが原稿を出しますので、ある程度その段階で固まっていなくて9月の原稿に間に合わないという事務的なことがございまして、もしできましたら、前倒しの方がいいのかなというふうに考えております。

(中川委員長) それでは5月が2回目ですけど、6月に考えましょう。これは行政側の委員さんを拘束しないと。7月にできたら2回やりましょう。進めばやる必要はないですけど、進捗状況を見て。8月で見込みを立てて、9月でもう出すと、それくらいのピッチでいけますでしょうか。

さっそく議論が始まりましたけど、ここにあります資料ですね。各市の条例等ご覧になれば、色々なパターンがあるやに見えますけど、実はかなりパターンが似かよっているのですよね。その辺のところをよくご覧いただいて、言葉は悪いのですが、このいいところはこれを取ってとか、これは何を言っているか分からないからこれは、というふうに作文しながら見られた方がゼロから考えるよりは私はいいいのではないかなと思います。その点からも、資料の10-1から10-3までをお目通しいただけたらなと思います。

それでは、村上委員さんから順にご意見を賜りましょうか。先ほど話し合ったことでも、一般論でも何かございますか。

(村上委員) 前文の扱いですが、今回の条例で前文はどうされるのかなと。

(中川委員長) 前文って拘束力ないでしょ。前文で議論するのは最後でいいのではないですか。あんまり急ぎすぎたら、全く前に進まないことがありますよ。

(村上委員) 作るのか作らないのか、必要なのか。

(中川委員長) いると皆さんがお考えならばいるということになりますね。やっぱりあった方が、格調が高いですけどもね。

(村上委員) あれば分かりやすいのかなと思います。市民といっても、子どもたちを見ていなくても、自分たちの市の条例に対して関心が薄い。保護者を見ていても薄いのですね。分かりにくい、法律は分からないという感覚がありますし、条例自体を何のことなのという保護者が多いのではと思います。

分かりやすさということ、勿論、法律的にしっかりしていることは第一条件だと思いますけれども、分かりやすさという面で言えば、前文があれば分かりやすいかなと、一般市民の感覚として思いますし、子どもたちも理解できるようになればいいと思う。その点、前文があればいいかなと思っていて、そのあとは他市のところのいいところを取り入れていくことで、文言については、法律用語がありますので、色々な解釈ができたらいけないと思いますので、そこは専門的な話かなとは考えています。

(中川委員長) 言葉の使い方に関しては、芦屋市も法制室があると思いますので、そちらのルールに従ってさしてもらいたいと思います。チェックをかけていってください。

それでは神棒委員をお願いします。

(神棒委員) 市民の立場から申し上げますと、芦屋の行政に対して若干不満をもっている点といえば、病院関係、教育関係には、かなり十分ではないという感覚を持っている。それ以外のことについて、かなり市政が一生懸命がんばっているという感覚を私自身は持っています。したがって、細かいことを、がちがちに条例で締め上げるのではなく、高らかに理念を謳って、できるだけ達成できなくてもしょうがないけれども、その意識として、文化に関心を持とうじゃないかという方向に持っていくべきじゃないかなと私個人として思う。したがって、あまり条例の一句一句について、神経質に議論するよりは、もっと楽しい、あるいはレベルの高い文化を求めるいろんなプランニングがこういう形であるのではないかという形で、アイデアを出すという。これはかなり条例とはまるっきり違うかと思われませんが、そういう機会にしてもらいたい。

(中川委員長) では、平山委員さん、どうぞ。

(平山委員) 芦屋ルネッサンスの方はかなり読み込んだのですが、こちらの方は、都市計画の方ですが、全国あちこち同じ程度のもので計画が作られることが多くて、なかなか整理をしていることが非常に多いので、ぱっと見て一緒だなと思いました。今日、伺った静岡県のものを見せてもらいます。

もう一つは、事前に配っていただいた方の資料8、「2. 芦屋市の文化に関する基本的な考え方(前提)」のところで、二つ話させていただきたいことがあるんですが、「持続的発展のための文化投資」の中で、「芦屋には、衣食住全般にわたって、いまなお先人たちが培ってきた洗練された知識や感性が息づいています。それは、芦屋だからこそ可能なライフスタイルの経験価値を経済活動と両輪で育てていく、都市や生活に根ざした新たな産業創出の資源として捉えることができます。」と、ここがとても心に響いてきたところで、ここの「芦屋だからこそ」のところ、先端たる芦屋が何かの分野で、他都市と比べて抜きん出たところがあるよと言えるのは、じゃあ何なのだろうと。具体的には何なのだろう。それが条例化に当たって、どこに重点を置いて、記述するのか、前文だったら、どういう表現になるのかなと。し

かも、経済活動と文化が結びつくと。そんなことが可能なのかなと。それが芦屋の場合、主な産業活動がないところであるのに。

もう一つは、「3. 芦屋市における文化行政の重点分野(戦略)」の中の大きく二つの「都市文化政策の方向性」と「市民文化政策の方向性」について、私は都市計画の分野から、都市文化政策の形では、街並みとか、計画とか、そういったハード面のことを指しているのかな。

市民文化施策という、ブランドとしての芦屋文化の中の日常的な文化という、ファッション展示であるとか、素敵なマナーだとか、学習文化とかそういうことを指している。そういうソフト的なことを指しているのかなと。そういうふうな観点でいいのかどうかということも議論したいなと。

(中川委員長) それはまた後ほど議論いたしましょう。それでは井垣委員。

(井垣委員) 先ほどのそういう大きな流れがあると、そこをどちらに軸足を置きたいのかというのは、抽象的には、今言われた都市政策的な部分と市民文化政策、具体的にはあまりイメージがわかりません。多分、前の委員の方はまちを歩きながら、芦屋の教育問題といわれますか、自然の問題とか、美術博物館を見ながら、ここを大事にしなければならないと感じられて、書かれているのだろうと思う。それが具体的に伝わってこないというのがあって、私は、自然の方のまちをきれいにしたいという意味で、そちらの方に関心が高い。個々の芸術家の問題よりも。理由があるにはあるのですけれども。芦屋としてどういう選択で、どこに重心をおいて発展していくというコンセプトでやっていくのかというあたりをしっかりと議論して、きっちりとしていきたいなと思っている。

(中川委員長) ありがとうございます。では、弘本さん。

(弘本委員) 話を伺って、文化基本条例、文化振興条例をまず作るに当たって、大体2種類ぐらいあると言われているのは、おっしゃるとおりだと思うわけです。全くこの文化芸術振興基本法を基本的に受け止めて、それにならって作られた例とそれから市の自治体独自の都市政策として、自ら積極的に作られているという形で、自分たちのまちの条例として2種類あるのは確かで、私はここで、芦屋で条例を作られるとすれば、芦屋ならではのものを作らなければ、意味がないのではないかと思いますので、ぜひ芦屋ならではの都市政策としての文化行政という、文化行政推進懇話会の中でも打ち出した課題を条例の骨格に反映させていくべきだろうなと感じています。

それからもう一つには、井垣委員から芦屋のすばらしさで自然環境にむしろ関心が強いということですが、この話も繰り返し実は懇話会の中で出ておまして、皆さん同様におっしゃっていたのは、芦屋でこれだけ国際的に活躍しているアーティストを沢山輩出していたり、多くの人材を輩出してるわけですが、そういう方々が集まってきてここで活動されたことは、芦屋には本当に豊かな自然環境があったからだ。その多くの才能を引き寄せていって、交流を生んでいって、新しい文化を創って、モラル、文化を花開かせていったという様な、自然環境と実はクリエイティブな活動とは切っても切れない関係にあったということがあると思うのです。

これを文化の基盤として、その上に芸術文化や生活文化を考えていくことがひとつの芦屋スタイルではないのかなと思う。私は皆さんの話を聞きながら、理解していたものですから、そこは別々のものとしてではなく、一体のものとして捉えていくことを、条例の中でも意識するといい。その意味で景観のことを謳っていくというようなことが芦屋の場合必ず出てくると思います。

(中川委員長) はい、ありがとうございます。それでは金澤委員。

(金澤委員) こういう条例というのは、皆さん生活をしていらっしゃる市民の方々が、よく理解できて、具体的に浸透していくという工夫をよほどしないと、逆に私のような市民がここに寄せていただいて、急に発言を求められても、何をどう関係してい

いのか、よく内容がつかめていない状況なのですけれども。すばらしい条項、芦屋ならではの条例ができたとして、それを具体的に端から端まで、芦屋の人たちに浸透させて、実際に活動させていく工夫がなければ、どんなすばらしい条例があっても、余り意味がないのではないかというふうに感じておりました。

(中川委員長) はい、ありがとうございます。では、竹内委員。

(竹内委員) 芦屋ルネッサンスを読ましていただいたのですが、これをひとまとめにする条例ができるのかなとちょっと思ったのですが、そう考えますと基本的にまちづくりもそうですし、芸術文化についても、市の条例の中の一定の部分では、これが上にないと、条例が作っていけないという形になってしまうのかな。その辺の兼ね合いはどういうふうになるのだろう。これは後からできるわけですけれども、それぞれ施策としては進んでいく。その整合性にもなかなか難しいと思っております。

(砂田委員) 感想的なものになるかもしれませんけれども、やはり、文化芸術を醸成していくというのは、その地域の風土とか、人びとの資質とか、そういうものが必要であると思います。それに、当然、自然環境がベースになった中で、そういうものが生まれてくるのではないかなと思うのですが、それをこの条例の中にどういう具合に表現していくのか、非常に、私自身は言葉でそれを表さなければならないということで、どういう言葉になって、表れていくのかということが非常に期待をしているところです。

(中川委員長) 事務局さんの方からご意見に対して何かございませんか。

(事務局) いつの時点で条例案を出すかということですが、芦屋らしさと、一般的に言われることを、文書的にはどう表れるのかということは難しいところでございます。文化芸術振興基本法と条例について、研究者の中でも議題に上っているところなのですが。やはりどうしても、見ますと、金太郎飴を切ったような形にどうしてもならざるをえない。その中で条文の中に文書で芦屋らしさというのは表現が難しい。ただし、それぞれの風土とか文化とか地方によって異なると思いますけれども、基本的な考え方というのはあんまりかわらないのではないかと。

どうしても法としての立て方と、条例としての立て方とは変わっております。それをどういうふうに理解するのかということも難しいわけですが、一応こちらとしては、読みやすいような条文で理解しやすいような条文であればと。事務局としてのセンスも問われることになると思うのですけれども。そういうことで、この規定は使えるのではないかと、ということでこちらとしては作成しているつもりです。それが原案としての叩き台ということで理解していただければと思っております。

(植田教育委員) 委員長。

(中川委員長) はい、どうぞ。

(植田教育委員) この中で、資料として出ておりますけれども、芦屋国際文化住宅都市建設法、全国の市町村が、ごまんとある中でこれが実は芦屋という名前がついて極めて特異なものです。これを作らせたエネルギー、これのもつ芦屋とは一体なんぞやと。前回の名称が文化行政の推進なのですね。今だからね、どこでも同じですよという形の条例、市民に分かりやすいと。

結論から言いますと、あるかないか分からない文章を見ていけばわかるレベルではですね、芦屋の文化はこのままでいったら消費していったら、マンション群も建て、おしまいじゃないですかというのがまず前提であってですね。芦屋ルネッサンスが芦屋たる所以はなんですかということからいきますと懇話会で議論した、芦屋の持っているものは、先ほどから出てきました市民生活のベースになっているもの、

文化もそうかも分かりませんが、自然です。自然であって、その中で市民生活の文化的なものも相当ハイレベルである。

もう一つ、芦屋から世界へですね、発信する芦屋の文化活動とはなんぞやと。芦屋の文化的人材群ですね。この人たちがクリエイティブな活動をしていくそういう環境を行政的に支援し推進するという形、それが芦屋のブランド。いわゆる伝統的な自然環境とか人的環境、文化環境をベースにしてですね、芸術とか教育、いうならば世界の創造的な教育者を呼んできて日本が注目するようなそういう人達が芦屋でシンポジウムとかそういう形で、創造的な教育文化もあれば、芸術文化もあれば、そういうものを目指していく。都市文化には、芸術文化と市民文化は極めて融合的、融合的な形で芦屋の行政が文化行政をするにあたって推進していく。ただ文章を並べていくのではなく、推進に向かっていかなければならない条例である。

基本的な法律があります。法律で芦屋の文化の基本はここにありますが、それは自然、市民文化と芸術創造文化を発信できるような環境、あるいは活動、これが芦屋としてきちっとしていなければならない。具体的に推進するエンジンを付けた、そういう条例でなければならない。ただ並んでいるようなものであったらそんなものはいらぬ。法律だけで十分であってですね、それだったらこんなものもそもそも作る必要がないじゃないですか。そういうことですね、少なくとも、推進懇話会としては、そういう形でやってきたものを今ここで柱をつくって、推進のエネルギーになっていくような条例を作っていたきたいというのが強い希望です。

金澤委員がおっしゃった、求められる芦屋の文化芸術、そういう人たちが具体的に創造的に活動できる環境を市が推進役になって実行させる場になるような条例であってほしい。だから思い切ったものがどんどんこの中に出てきて、そこまで行政に対して極めて高いレベルの義務を課すか、いうところを先生方から出していきたい、というのが私の今回のこの条例の持つ意義だろうと思っております。そうでなければ作る必要が無いわけで、法律がたまたまあるわねぐらいで、法律としては結構いい法律だと思うんですね。それを具体的に推進役になるような条例であってほしいというふうに思うわけです。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。ちょっとだけ議論させていただいてよろしいでしょうか。少し議論を整理させていただきます。個別にわたって、色々シャープな問題提示もありました。

この芦屋ルネッサンスを作り上げた委員を代表して概要を申し上げますと、文化芸術振興基本法ができましたけれども、西暦2000年4月以降の地方分権のシステム変更に伴って、あれは地方公共団体を一切拘束しない法律なんです。お願いしますと書いてあるものです。つまり、ほとんどの文化行政、文化施策は自治事務なのです。地方自治法上はそうです。ですから文化芸術振興基本法は、どこの法律かというと文化庁の法律なんです。

2000年4月以降、自治事務に性格変更になっているほとんどの文化政策は、条例がない状態で、毎年議会に慣例的に承認をもらってやっている慣習的業務に変わってしまっている。ですから条例がないと永久的に担保できない。その欠陥が非常に露呈していますのは、例えば、文化振興ビジョン、文化振興計画を作られました。しかし、首長が変わった途端にネグレスト(無視すること)されることが続出しています。このことは、はっきり言って否定できない現実です。これは前の市長が作った文化計画なので、私には関係がないと簡単にネグレストできるわけです。それでは、計画を作った委員とか参画してきた市民の思いは一向に実現できない。一体どこに原因があるのかということを考えてみると、やはり自治体基本条例がないことが問題なのだということが確認されたわけです。しからば、条例を作ってい

く手前の作業として、何をすべきなのだろうかと考えたときに、芦屋の場合は、いっぱいたくさん事業もやっておられて、例えば、都市計画も景観もされている、斜面地のマンション規制もしておられる。あれも文化行政の一つなのです。それら非常に多岐にわたっているものを、もういっぺん網羅して、並べ直してみた場合に、何がこれから足りないのか、何を強調すべきなのかの議論の整理をしたんです。それが芦屋ルネッサンスです。

その最後のところの結論に、やはり条例の存在が欠かせませんという答えが出たということと、その前のページに推進のための仕組みが必要だと、それは何かということ、評価システムと第三者機関を作らないとあかんとなったわけです。要するに、一言で言えば、文化行政推進審議会みたいなものを作らないとあかんということです。

それから教育長もおっしゃいましたが、いつまでも教育委員会だけに責任をかぶせていたのでは総合行政にならないということです。ですから、例えば、都市計画だとか、景観条例だとか、自然保護だとか、というところまで手を広げていこうとなると、教育委員会の所管を超えてしまうわけです。ですので、これは共同管理の条例にもっていくべきだという議論にならないといけなわけですが、そこは教育長が先ほどおっしゃったように、途中経過を見守りながら、任せてほしいとおっしゃったので、お任せするつもりであります。

私たちの意見としては、首長部局に移管すべしというのが懇話会の結論でした。しかし、まだ、行政内部の条件が成熟していないかもしれません。山中市長が、懇話会に出席され、委員会も作り、条例も必要だと決断されたと理解しています。その市長が交代になったら、途端に計画がスポイドされることは十分想定できますが、条例として一旦議会で議決された場合は団体意思ですので、半永久的な、文化行政の備品になるわけですから、そこまでもっていこうとするところが狙いです。

あまり回数を重ねないで、本年度中に決着を付けたいという思いを行政当局がお持ちなのも、わからないことはない。委員の皆さんが言われたように、かと言って、4・5回は少ないなと私も理解ができますので、その方向で皆さんと一緒に進めさせていただきたいと思っています。

もう一つ都市文化と市民文化は、良く分からないとおっしゃっていましたが、この芦屋ルネッサンスは、一定の議論を踏まえた上で、整理させてもらったものです。私たちは、国の文化芸術振興基本法に基づく文化分類は採用しませんでした。

文化芸術振興基本法は、議員立法で、大変急いで作られたせいで概念的にぶれている部分もあります。それをそのまま地方自治体が使うとちょっと困ることもでてくるので、当該自治体ごとに、この条例でいう文化とはこれを指しますと定義すればそれで済むことだと私は思っています。

そこで芦屋として、一番頑張らねばならないことは、芦屋のブランド、芦屋アイデンティティをもっとはっきり守らないといけないのではないかとことです。

二つ目に、芦屋の資産は何なのか。やはり市民でしょう。芦屋に住まわれている市民そのものであり、そのレベルの高さ、あるいは自立心とか、活動能力の高さ、それを価値として認めるがために、都市の文化政策、市民の文化政策の柱を立てたわけです。本当に抜けているのは、市内の最大産業・企業である芦屋市役所こそが、もっと企業の文化化をしなければいけないのではないかと議論もあったのですが、これについては、はずしました。かえって話を混乱してはいけないということで。ですから4箇所からこの提言はできております。

実際、議論はもっとたくさんしています。これをできるだけ枝葉を切って、わかりやすい形に整理をしたものです。エッセンスですので、余計に、分かりにくくなったかもしれません。でも良くお読みいただいたら、私たちのこの重要な展開は、評価システムと第三者機関と条例のところにあるのではないかと思います。前の懇

話会からの申し継ぎを兼ねて、この条例作りの意味をお伝えできたかなと思います。

なお、細かい事業等については、条例ができさえすれば、条例を受けた文化振興計画を作らなければならない。その計画の中で、いくつもアイデアを盛り込むことが可能になるというような構造になっていることをご理解いただけますでしょうか。普通は、アーティストの方、市民の方々が、こんなアイデア、こんな事業をどうかということをお願いしておられます。それを具体化するためには、文化振興基本計画とか、文化振興行動指針などが必要だと思います。それを担保するために、条例が必要だと思います。むしろ、話が逆になっているので、まどいなと思われるかもしれません。

少し長くなりましたが、それでは以後の作業を進めていただくためにも、是非とも各市の条例を、どんなパターンなのか読んでいただけたらと思います。

それでは、一旦こんな感じと違うかなと言う条例原案を、最初から出してもらいましょう。その方が議論しやすいと思います。

(神棒委員) 資料10の中から、この点は条例に入れてほしいという作業をするのが一番市役所側の方からはのぞましいのではないのでしょうか。

(事務局) 私たちがご提示するものは本当に叩き台として、その中で意見を出していただく、その方が一番いいのではないのでしょうか。私どもも何人もが議論して作ったわけでもないわけです。少人数の中で、条例を見ながら、言えば直感的に作ったものですから、当然叩いていただいてということで作っております。

(神棒委員) 市民の立場で申しますと、法律になってしまうと何を書いているか分からないです。はっきり言って。何の意図でそういう条例ができたのか。私から言わせていただくと、憲法で高らかに文化的な生活を営む権利があると言いながら実際政府が何をしてくれたか。色んな理由をつけて憲法を守っていない。

これはちょっと脱線しますがけれども、何をやっちゃいけないということをズラズラと書いている条例は簡単にできるのですけどね、この文化行政みたいにレベルの高い仕事をどうやって市民と行政で作っていくかというのは、これはなかなか法律にするのは難しいと思うのですね。

(中川委員長) 法律ではなくて条例です。

(神棒委員) 条例でした。くだらん感想を申し上げました。

(中川委員長) 神棒さんがおっしゃったことについては、本条文の中に注目していただきたい。チェックしていただきたいことは、「努めるものとする」、あるいは「なければならない」あるいは「図るものとする」という言い方があります。全部義務規定とか努力規定とか言いますが、そのトーンをいっぺん確認しておいてもらえますか。そうすると、これはやらんといかんという話も出てきますので。

(神棒委員) つまり、やらなきゃいけないという行政の責任なのです。

(中川委員長) そのトーンに色々ばらつきがありますので、それをチェックしていただいたら今の疑問には答えられるかなと。単なる義務規定ではなくてね。もういっぺん見ていただいて、委員がおっしゃるようにこの条文のどのトーンがいいよと言っていただいたら。

(村上委員) 条例が分かりにくい。語尾の表現でかなり規定が変わっていくと思うのですが、それを一般の市民に語尾まできちり理解できるか疑問で、それを広報とか啓発ですればいいことですが、やはり分かりやすさという点で、前文があって、その前文がすごく芦屋らしさ、芦屋の文化基本条例はこういう意図でこういうふうにしたということがあれば分かりやすいのではないかと私は考えます。

あと、事務局の方に希望したいのは、先ほど先生がおっしゃったように、施策を進行していく。形だけでなく、実際やっていくためのものですので、浸透してい

くための一つの方法として学校教育の場での文化芸術活動があると思うのです。やはり、文化というのは今生きている人たちもですが、次世代の、こどもたちに浸透してこそ継承されていくものなので、こどもたちが継承しない文化は廃れていくと思いますので、学校教育できっちりと文化を継承するためにどういうふうにするかという規定を条例で作ってしまうと、学校、教育委員会で活動ができると思いますので、そうすると生きてくると思うのです。だから、静岡ですとか神奈川ですとか京都ですとか、学校教育における文化活動の充実等の項目があり、京都では「こどもの感性を磨き表現力を高めるための施策」と書いてあります。こういったところを必ず入れていただければ、こどもたちのためにもなりますし、この条例が浸透していくきっかけにもなると思いますので、ぜひここは入れていただきたいなと個人的に希望いたします。

(中川委員長) 文化条文の中に、この条例が扱う文化の範囲というものを、カテゴリーを入れて、その中に学校教育の文化活動とかをいれるかどうかの決断ですね。

(村上委員) そうですね。そこに入れていただければ。

(中川委員長) そういうご提示をいただいたということで。

あと、条例でよく条文の中で私たちが論議を戦わせている特徴とすれば、文化芸術振興基本法の「生まれながらの権利である。」という書き方で終わっているのですが、そうではなくて、文化的人権と明確に書いている自治体もあるのです。

それから、もう一つは支援すれども介入してはならないという行政に不介入の責務を課しているのが静岡県とか苫小牧ですね。こういうところまで、芦屋の場合突っ込んでやった方がいいのかということ。これらが主な論点になるのかなと思っています。結構シビアな話になるかと思います。皆さん方の思いとすれば、行政に対してたくさん責務を課せば課すほど、いいという思いがあるのかもしれませんが、現実にはできませんことを責務化するとこれは破綻してしまいますので、それは努力規定に留めた方がいいというものもあるのかもしれませんが。一つよろしく願いたいと思います。ということですので、なおさら資料に目を通していただきたいなと。

それでは、次回事務局さんに原案をいただきながら議論を進めていくということによろしいでしょうか。

<全員異議なし>

(中川委員長) それでは、また必要に応じまして教育委員会他、関係者のご意見を伺う時間を設けたいと思います。事務局さんからご連絡事項はございますか。

(事務局) そうしましたら、次回についてですが、今回お渡しした資料は、次回に繋がるものと考えておりますのでお目通しをよろしく願いたいと思います。非常に短時間で文化の定義、施策というものを理解するというのは、非常に私どもも苦労した点でございます。なかなか、文化というのは難しい、奥の深いところへ入っていくと思いますので、今後とも協議していただければと思います。

(中川委員長) それでは、次回の開催日を取り急ぎ決めさせていただいてもよろしいでしょうか。大変申し上げにくいですが、私は学校の授業の関係がありますので、火曜日と水曜日がどうしても空けられないです。それから、井垣先生は月曜日と金曜日が立命館の方に出られるということを聞いております。そうしますと、消去法で木曜日しか残らないです。木曜日ということでどうでしょうか。

(事務局) ある時は木曜日で、また午前、午後調整のつく日があるかどうかなんですけれ

ども。まず，次回の日程だけ決めていただきたいと思います。

(中川委員長) それでは，5月7日の午前にいたしましょうか。次回にもういっぺん時間調節いたしましょうか。では，5月7日の10時から。何回かは木曜日を外すようにして，いっぺん全員にさっき言ったような曜日と時間と調整をかけてもらったら。

(事務局) わかりました。

(中川委員長) その中の最大多数を選ばなきゃしょうがない。
それでは，委員会を終了いたします。

<閉会>